



あの時

明治時代の門前町の店舗
明治37年頃、橋町(東洞院)下数珠屋町(東洞院)の一角で撮影されたもの。写真は店舗完成当時のもので、少年たちは「丁稚さん」と思われる(浅井法衣店蔵)

下京たんぼっぼ広場

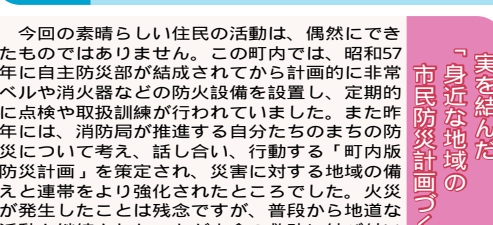
- お絵かきコーナー 絵本コーナー
- おしゃべりコーナー 折紙コーナー
- お楽しみコーナー 自由遊びコーナー

親子でいろいろな遊びを楽しみましょう。子育て相談や専門家からの遊びの指導もあります。

日時 5月25日(火)午前10時~11時30分
場所 元安寧小学校講堂(堀川通堀小路上る)
対象 乳幼児とその保護者
費用・申込み 不要
問合せ 下京子ども支援センター(区役所内)

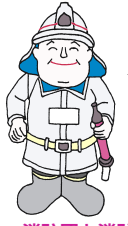
猛炎の中から高齢者2名を救出!

去る3月28日午前10時ごろに発生した若宮通正面下る鍵屋町の民家火災で、多くの地域住民の皆さんが一致協力して猛炎の中から車いすの老夫婦を救出するなど、適切な活動により被害の軽減に努められたとして、鍵屋町自主防災部(町内)と協力された住民の皆さんに対して下京消防署長から感謝状を贈呈しました。



感謝状贈呈式

けすぞう君の防災 Q&A



「こんにちは、けすぞう君です。今回は、地域の防火・防災リーダーとして活躍している消防団についてお話をします。」

地域防災の要「消防団」

- ・消火活動の支援
- ・鎮火後の警戒
- ・震災、その他の非常災害時に、区内の全消防団に配置している小型動力ポンプや救助器材などの装備を活用して、消火活動や救助活動などを行います。

下京消防団総合査閲を実施

日時 平成16年5月23日(日) 午前6時45分~8時30分
場所 眉山中学校グラウンド
参加者 下京消防団23分団約300名
内容 点検、行進訓練、小型動力ポンプによる消防訓練



区民の皆さんのご見学、ご声援をお待ちしています。

消防団員を募集しています 『地域のために、ぜひ、あなたの力を』

- ①地域防災に熱意を持っている健康な男性・女性の方
 - ②下京区内にお住まいの方、またはお勤めの方
 - ③年齢が18歳以上の方
- 皆さんのご応募をお待ちしています。詳しくは、お近くの消防団員または下京消防署庶務係まで。(☎361・4411)

危険物安全週間(6月6~12日)

危険物 ゆるむ心の 帯しめて

下京消防団は、本団と23消防団で組織され、約300名の団員が地域のために活躍しています。

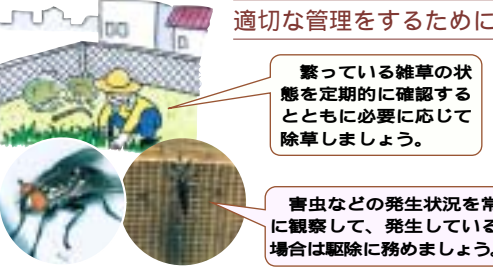
Q 消防団は、平常時にはどのような活動をしていますか。
A 次のような活動を行います。
 1 火災現場などでは、消防隊と連携し次のような活動を行います。
 ・警戒区域の設定と群衆整理
 ・人命救助と避難誘導
 ・物件の搬出と保護
 ・飛び火の警戒

空地(所有地)の管理は定期的!

最近、町を歩くと民家や中小ビルが取り壊された後、空地として放置され長期間管理されていない土地をよく見かけます。

この様な場所では、定期的に雑草が生えて害虫が発生する恐れがあります。

土地の所有者(管理者)は近所の人々に迷惑を掛けないように、日ごろから土地の管理を定期的に行いましょう。



- 適切な管理をするために
- 繁っている雑草の状態を定期的に確認するとともに必要に応じて除草しましょう。
- 害虫などの発生状況を常に観察して、発生している場合は駆除に努めましょう。

家族介護慰労金支給事業

近年急速に進む高齢化の中で、今後とも安定して高齢者福祉サービスを提供するため、事業の強化を図った結果、平成16年3月末をもって家族介護慰労金支給事業を廃止しました。

これにより平成15年度中に支給資格の発生した方については、申請期間が短期間になり不利益が生じます。このため、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの1年間を経過措置期間とし、平成15年度中に支給資格の発生した方の申請を受け付けることとしています。

- ① 55歳以上かつ、1年以上要介護4または5の状態であること(申請時点においては66歳以上であること)
- ② 介護保険被保険者証に記載されている住所が市にありかつ、1年以上現に居住していること
- ③ 市民税非課税世帯に属していること
- ④ 在宅で過去1年間に介護保険サービス(年間7日以内のショートステイ利用を除く)を利用していないこと

申請方法 申請書に次の必要書類を添付の上、平成17年3月31日までに支援課へ申請してください。

① 介護保険被保険者証の写し
 ② 世帯全員が市民税非課税世帯であること(世帯全員の書類(サービス利用された方)を提出する)
 ③ 介護保険料の所得段階区分が1、2の方
 ④ 介護保険料納入(変更)通知書(特別徴収開始(停止)通知書の写し(市が発行したものに限る))
 ⑤ その他の方
 世帯全員の市・府民税課税証明書(事前に支援課へご相談ください)
 ⑥ 申請者本人の振込口座番号が確認できるもの

母子家庭と専婦の方へ

市では、母子家庭の母と専婦の方の自立促進と生活の安定を目的として、年4回のパソコン講習会を開催します。

今回は、第1期・第2期の受講者の申し込みを受け付けています。原則として受講期の指定はできません。

日時 原則毎週2日(火・金曜) 計15回(午後6時~8時30分)
第1期日程 6月2日(火)・8月10日(火)
第2期日程 6月24日(火)・10月12日(火)
場所 キャリエールホテル旅

税金について知ろう

おなじみの「税金について知ろう」のコーナーでは、今回から「税金の歴史」について皆さんにお話をしたいと思います。

さて、わが国の税については、3世紀ごろの中国の魏志倭人伝に最初の記録があるそうです。

飛鳥時代には、大化の改新によって律令制が導入され、一元的な税制度が始まりました。大宝律令では、班田收授の法により、農民には口分田を与える代わりに税として、「租」(口分田などの収穫の3%程度の稲を収める)、「庸」(年間10日程度の労役に就くか布を収める)、「調」(各地の特産物などを収める)が課され、またその他、地元で年間60日の土木工事などの労役に就く「雑徭」が課されました。

新中学校名に400通を超える応募

平成19年4月開校予定の都立・成徳・尚徳・眉山・梅運中学校の校名については、地元19学区の代表やPTAなどで組織する「下京区5中学校統合準備委員会」で平成15年11月に新校名の公募(応募用紙を関係学区に全戸配布)が行われるなど選定作業が進められてきました。

その結果、新校名の地元要素が「京都市立下京中学校」と決定され、去る4月6日、校名についての要望書として同



委員会から教育委員会へ提出されました。選定理由として「京は遠く室町時代に由来し、明治12年に京都で初めて誕生した行政区名に用いられた伝統と先進性を象徴する名称であり、5中学校の歴史と伝統を継承しつつ、時代に先駆ける新しい中学校への夢と願いを託せる校名であること」が挙げられています。

なお、校名は、5月の市議会で正式に決定されます。

問合せ 市教育委員会下京区統合中学校開設準備室(☎371・2009)

下京区民歴史探訪の会

京文化が香る城下町丹波篠山を散策し、歴史や文化に触れてみませんか。

日時 6月10日(木)午前8時集合・出発(下京区役所) 行先 兵庫県篠山市 参加対象 下京区民 定員 80人(申込み多数の場合は抽選)

参加費 1人6千円
申込方法 往復はがきに住所・氏名・年齢・電話番号を記入の上(返信用はがきにも住所・氏名を記入のこと)〒600-8588下京区役所まちづくり推進課歴史探訪係まで、1枚に氏名などを記載すれば2人まで申込み可。
締切り 5月25日(火)必着
問合せ まちづくり推進課

京都市水宣言記念・京都水づくり賞表彰

京都市水づくり賞の表彰式が開催され、京都市から崇仁まちづくり推進委員会をはじめ8団体表彰されました。

同賞は、昨年3月に開催された第3回世界水フォーラムにちなみ、京都市において創設されたもので、今回が初めての表彰となります。

崇仁まちづくり推進委員会の受賞は、ピオトップ整備など地域を挙げての水辺環境の保全・創造、環境教育への取組が高く評価されたものです。

お知らせ

下京区5中学校の統合新中学校が尚徳中学校敷地に建設されるため、その工事期間中(平成16年4月から平成19年3月までの予定)に行なわれる、各種選挙の尚徳学区(下京区第16投票所の区域)の投票の場所を変更します。

変更後の場所は左記のとおりです。

新投票所 下京総合福祉センター3階会議室(3階までエレベーターが利用できます)
所在地 花屋町通室町西入乾町292番地
問合せ 区選挙管理委員会区役所内)

お願い

平成16年 事業所・企業統計調査 商業統計調査 サービス基本調査にご協力を

6月1日現在で、事業所・企業統計調査、商業統計調査及びサービス基本調査の3つの調査が1枚の調査票で同時実施されます。全国の民営の事業所すべてが対象になります。

この調査は、統計法に基づいて実施される国の重要な調査で、提出された調査票は統計上の目的以外に使用することはありません。5月下旬から調査員が各事業所に伺いますので、ご協力をお願いします。

問合せ 総務課または市情報統計課(☎222・3216)

家族介護慰労金支給事業

平成16年5月31日は、軽自動車税の納期限です。納期限を過ぎますと、延滞金がかかりますので、ご注意ください。

* 市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。

問合せ 市民税課

母子家庭と専婦の方へ

市では、母子家庭の母と専婦の方の自立促進と生活の安定を目的として、年4回のパソコン講習会を開催します。

今回は、第1期・第2期の受講者の申し込みを受け付けています。原則として受講期の指定はできません。

日時 原則毎週2日(火・金曜) 計15回(午後6時~8時30分)
第1期日程 6月2日(火)・8月10日(火)
第2期日程 6月24日(火)・10月12日(火)
場所 キャリエールホテル旅

税金について知ろう

おなじみの「税金について知ろう」のコーナーでは、今回から「税金の歴史」について皆さんにお話をしたいと思います。

さて、わが国の税については、3世紀ごろの中国の魏志倭人伝に最初の記録があるそうです。

飛鳥時代には、大化の改新によって律令制が導入され、一元的な税制度が始まりました。大宝律令では、班田收授の法により、農民には口分田を与える代わりに税として、「租」(口分田などの収穫の3%程度の稲を収める)、「庸」(年間10日程度の労役に就くか布を収める)、「調」(各地の特産物などを収める)が課され、またその他、地元で年間60日の土木工事などの労役に就く「雑徭」が課されました。

空地(所有地)の管理は定期的!

最近、町を歩くと民家や中小ビルが取り壊された後、空地として放置され長期間管理されていない土地をよく見かけます。

この様な場所では、定期的に雑草が生えて害虫が発生する恐れがあります。

土地の所有者(管理者)は近所の人々に迷惑を掛けないように、日ごろから土地の管理を定期的に行いましょう。

消防団員を募集しています 『地域のために、ぜひ、あなたの力を』

- ①地域防災に熱意を持っている健康な男性・女性の方
 - ②下京区内にお住まいの方、またはお勤めの方
 - ③年齢が18歳以上の方
- 皆さんのご応募をお待ちしています。詳しくは、お近くの消防団員または下京消防署庶務係まで。(☎361・4411)

危険物安全週間(6月6~12日)

危険物 ゆるむ心の 帯しめて

繁っている雑草の状態を定期的に確認するとともに必要に応じて除草しましょう。

害虫などの発生状況を常に観察して、発生している場合は駆除に努めましょう。